

議案第51号

つくば市社会教育委員条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年6月9日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市社会教育委員条例の一部を改正する条例

つくば市社会教育委員条例（平成2年つくば市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「25人」を「16人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

社会教育委員の定数について改正するため、この条例案を提出するものである。

つくば市社会教育委員条例（平成2年つくば市条例第8号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （委員の定数及び委嘱の基準）</p> <p>第2条 委員の定数は、<u>16人</u>とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条（以下略）</p>	<p>第1条（略） （委員の定数及び委嘱の基準）</p> <p>第2条 委員の定数は、<u>25人</u>とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条（以下略）</p>